

国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議
主査ペーパー（教職大学院関係）

1. 教職大学院の位置付け

①教職大学院の在り方

○国立教員養成大学・学部の教職大学院は、修士課程からの移行を確実に進めるとともに、教科専門と教科教育を一体化した科目の設置、現職教員の再教育への重点の移行、管理職養成等、国立ならではの取組を確実に含むものとする。

②地域におけるコンサルテーション機能強化

○教職大学院を、教育委員会との連携による地域の教育課題解決のためのコンサルテーション機能を担う組織とする。

2. 教職大学院の教育課程

①教職大学院に共通に開設すべき授業科目（共通領域）

○共通5領域の科目の単位数について、教職大学院で学ぶ者の多様化の中、現在の20単位は過剰との指摘があることから、各領域をすべて学ぶことを条件とした上で、現在、管理職コースで学ぶ者の例を踏まえ、最少12単位まで減らすことを可能とする。

○教職大学院の教育課程は、今後、特に「チーム学校」を支えられる能力や、カリキュラムマネジメントを実施できる能力の育成など、最新の教育改革の動向を踏まえた内容や、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応など新たな教育課題や最新の教育改革の動向を踏まえた内容を確実に含むものとする。

○学部段階の教職課程で教職課程コアカリキュラムが整備されることを踏まえ、教職大学院教育においても教職課程コアカリキュラムの内容と接続した教育課程を構築することとする。

○教職大学院の教育の質を担保するため、教職大学院の教育課程に、エビデンスに基づいて教育実践の効果を測定する力や課題を導き出す力等を育成する内容を含むものとする。さらに、教職大学院の教育課程によって生み出した教育実践研究を、教職大学院の成果として広く発信することにより、地域における教職大学院の存在意義を高め、地域に貢献する。

②教職大学院における「教科領域コース」の設置

○国立教員養成大学・学部は、免許法施行規則の改正により教科専門と教科の指導法の

大括り化がなされたことや、教職大学院の全国設置が進み従来の高度専門職業人養成のモデルからその中心に位置付けられることとなったことを踏まえ、教育内容の更なる充実のため、教職大学院に「教科領域コース」の設置など、教科領域の内容の導入を促進する。

ただし、修士課程からの単純な看板の掛け替えを防ぐため、個別の教科名を冠した個別の教科内容を学ぶコースの設置は適当ではなく、教科横断型または教科複合型コースとする。また、学校現場の実情に即した実践的な授業内容とすることを必須とするなど、確実に質を担保する。

- 「教科領域コース」を担当する教員は、一定期間以上の学校現場での指導経験がある教員に限る、あるいは教科専門と教科教育の教員がチーム・ティーチング（TT）で担当することとする。その教育内容は、理論と実践の往還を重視した教科領域であることがシラバス上で客観的に明らかであることなど、教育課程やシラバスに一定の条件を設ける。
- 「教科領域コース」に配置する科目数は、全45単位中、実習10単位と共通科目分を除いた残りの単位すべてを充てることを可能とする。
- 教科教育の導入にあたり、日本教職大学院協会ないし先行する大学が中心となって「教科領域導入モデル」（教科専門と教科教育の担当者が協働して実践的な教科領域を導入するためのモデル）の作成を進める。

3. 現職教員の再教育の重点化

- 管理職養成の位置付けを高め、教職大学院の主要目的の一つとする。また、教育委員会との「協議会」での調整を踏まえつつ、現職教員向けに、初任者向けコース、ミドルリーダー養成コース、管理職養成コース等、教職経験年数に応じた多様なコースを設定する。
- 教育委員会等と恒常的に協議を行い、学校現場をサポートする研修を実施するなど、一部の教職大学院で取り組まれている取組みを全国に拡大する。
- 科目等履修制度や履修証明制度等を活用して入学前に単位を積み重ねることにより、実践性を重視して現場を離れずに1年間で学べる教職大学院の仕組みの普及を促進する。
- 専修免許と学位との関係について、履修証明制度等を活用して教職大学院に入学せず

に専修免許状を得た者と比較して、教職大学院に入学して専門職学位（教職修士）及び専修免許状を得た者は、博士課程への進学や教職大学院の教員としての登用可能性があるというメリットを明確化する。

○教育委員会と大学が連携し、現職教員が教職大学院の一定の科目群を修得することによる「サーティフィケート」の取得により、教育委員会が実施する研修の一部を修了扱いにできる等の仕組みを導入・促進する。

○教職大学院を修了した現職教員を優先的に学校幹部にする等の処遇について、教育委員会と大学による「協議会」等の場で議論する。

4. 学部新卒学生へのインセンティブ

○学部新卒学生について、学部在籍する段階から教職大学院での授業や活動に積極的に関われる仕組みとすることにより、教職大学院への進学意思を高めるとともに、学部段階の教育の実効性を高める。

○教育委員会と大学が連携し、学部新卒学生で教職大学院を修了した者のための多様な特別選考の実施や、学部新卒学生が教職大学院で行われる各都道府県の教員を対象とする研修を受講した場合に教員採用後の初任者研修の時間数の縮減を認めること、学部新卒学生が所属するコースの教育課程によっては各都道府県における初任者研修の時間数の縮減ができるようにすること等を導入・促進する。

○国立教員養成大学・学部の教職大学院について、学部教育との一体化の促進のため、学部教育から教職大学院への6年制コースや、飛び級を活用した5年制コースの設置を検討する。

5. 教職大学院の教員組織

①教員組織の在り方

○学部と教職大学院との一体化が従来以上に求められる中、教職大学院の専任教員の学部等とのダブルカウントについて、30年度までとする時限措置の終了後も、恒久的に兼担を可能とする。併せて、兼担可能な教員数を、(博士課程を担当する教員以外は)3分の1を超えない数に限っている制限を撤廃することを検討する。

○教職大学院の専任教員が担当できる学部教育の単位数について、少数の教職大学院の教員への過度な負担を考慮した留意事項として一人あたり年間4単位程度までとされている（事務連絡）が、教職大学院の全国的な普及を踏まえ、この上限を撤廃する。

○教育委員会、教職大学院、附属学校、公立学校との双方向で恒常的な人事交流の仕組みづくりの検討を、「協議会」等において進める。

②教職大学院の教員

○研究者教員については、学術研究のみに偏らないよう、学術論文とは異なる実践研究論文、実務経験、学校現場経験を求めていく。実務家教員については、実践のみに偏らないよう、実践論文等を求めていく。

○教職大学院のすべての教員が、研究と実務の両面を持つよう、研究者教員の実務経験を評価するシステムや、実務家教員の学術的業績を評価するシステムを構築する。

③実務家教員

○「元実務家」の大学教員等を実務家教員として採用する場合、現在は平成18年中教審答申に基づき、実務を離れてから5～10年以内であることを標準としているが、学校現場での活動歴が定常的にあり最新の教育事情を踏まえた実践性が高いことが教育委員会等が作成する書類において確認できる者であれば、実務を離れて10年以上も可とする。

6. 学内・学外組織との連携

○総合大学の教職大学院は、全学センター的な機能を持ち、各研究科の教員たちが学生の高度な質問に対応できる全学体制を整備する。

○附属学校の教員が教職大学院に入学することの促進や、附属学校の教員が教職大学院の教員を兼務することの促進、附属学校の実践を恒常的に教職大学院の教材として取り入れることなど、教職大学院と附属学校の一体化を強化する。

○（独）教員研修センター（平成29年4月からは独立行政法人教職員支援機構）との連携協定の締結等、外部組織と積極的な協力関係を築く。

○全国の教職大学院同士の単位互換や授業の相互乗り入れ、大学院教員の交流等を通じて、多様な観点を取り入れることによる授業の質保証を進める。

7. 教職大学院と修士課程・博士課程について

①博士課程

○教職大学院との接続強化のため、実践重視の新たな学位である Ed.D.（教職博士）を

創設することを検討する。

②修士課程（※国立教員養成大学・学部について）

○取得する資格の要件等との関係で、教育臨床心理専攻や留学生の受け入れ等は修士課程に残すことも考えられる一方、教員養成に関わる専攻は、確実に質を担保しつつ、原則としてすべて教職大学院に移行する。